東京都作成資料

資料２－１

固定資産台帳の整備について

東京都

別紙１　東京都の公有財産台帳（イメージ）

別紙２　固定資産に係る台帳の記載対象範囲及び記載単位

別紙３　固定資産に係る台帳整備の手順

別紙４　固定資産に係る東京都の管理手順

都内自治体の事例

別紙５　都内自治体における固定資産台帳整備に関する研究について

別紙1

東京都の公有財産台帳(イメージ)

NO	【財産情報】								【基本事項】					
	財産種類	所属			施設管理区分コード	施設管理名称	台帳番号	台帳名称	分類	種目	会計			
		局	部・所	課							会計区分	予算科目(款)	(項)	(目)
1	工作物	○○局	第○建設事務所	庶務課	017-×××	第○建設事務所 第○区画整理事務所	03-×××	東京都第○建設事務所門扉	行政財産	門	一般会計	土木費	土木管理費	管理費
2	工作物	○○局	第○建設事務所	庶務課	017-×××	第○建設事務所 第○区画整理事務所	03-×××	東京都第○建設事務所金網さく	行政財産	囲い	一般会計	土木費	土木管理費	管理費
3	工作物	○○局	□□公園緑地事務所	管理課	017-×××	□□公園	03-×××	□□公園水栓ほか	行政財産	水道	一般会計	土木費	公園霊園費	公園管理費
4	工作物	△△局	△△部	△△課	017-×××	△△△国立公園	03-×××	焼却炉	行政財産	かまど、炉	一般会計	環境費	環境保全費	自然環境費
5	工作物	□□局	総務部	用度課	017-×××		03-×××	旧丸○路外駐車場用管きょ	行政財産	管きょ	一般会計	土木費	土木管理費	管理費
6	工作物	□□局	△△公園緑地事務所	管理課	017-×××	△△△動物園	03-×××	猛禽舎	行政財産	飼育おり、係留さく	一般会計	土木費	公園霊園費	動物園管理費
7	工作物	▽▽局	総務部	総務課	017-×××	胸像	03-×××	胸像	普通財産	碑塔	一般会計	総務費	総務管理費	総務管理費
8	工作物	□□局	□□公園緑地事務所	管理課	017-×××	□□緑地	03-×××	□□□川緑地□□橋北側園路舗装	行政財産	舗装	一般会計	土木費	公園霊園費	公園管理費
9	工作物	□□局	□□公園緑地事務所	管理課	017-×××	□□□公園	03-×××	□□□公園 ソーラー照明灯	行政財産	照明装置	一般会計	土木費	公園霊園費	公園管理費
10	工作物	▲▲局	▲▲部	計画課	017-×××	▲▲▲市▲▲町一般環境大気測定局	03-×××	▲▲市▲▲町一般環境大気測定局	行政財産	雑工作物	一般会計	環境費	環境保全費	環境改善費
11	土地	△△局	△△部	△△課	017-×××	○○庭園	03-×××	○○庭園	行政財産	敷地	一般会計	土木費	公園霊園費	公園管理費
12	建物	□□局	第□港湾管理事務所		017-×××	第□港湾管理事務所	03-×××	第□港湾管理事務所庁舎	行政財産	事務所建	一般会計	港湾費	東京港管理費	東京港管理費

NO	【基本事項】								【価格情報】						
	取得時国庫補助	所在				構造	数量	単位	財産価格			耐用年数	残存年数	残価率	インフラフラグ
		都道府県	区市町村	町、字	地番(丁目)				取得価格	減価償却累計額	取得年月日				
1	無	東京都	足立区	○○○	2丁目	鉄製	2.00	個							
2	無	東京都	足立区	○○○	2丁目	鉄製	140.40	m							
3	無	東京都	渋谷区	□□□		鋼鉄管(ステンレス製を含む)	6.00	個							
4	無	東京都	大島町	△△△		その他(アルミ製を含む)	1.00	個							
5	無	東京都	港区	△△△	2丁目	コンクリート造	60.00	m							
6	有	東京都	台東区	△△△		その他(アルミ製を含む)	1.00	個							
7	無	東京都	台東区	▽▽▽		その他(アルミ製を含む)	1.00	個							
8	無	東京都	杉並区	□□□	3丁目	アスファルト敷	1058.00	㎡							
9	無	東京都	江東区	□□□	8丁目		2.00	基							
10	無	東京都	小平市	▲▲▲	2丁目	コンクリート造	1.00	個							
11	無	東京都	中央区	×××			249.41	㎡							
12	無	東京都	中央区	▽▽▽		鉄骨鉄筋コンクリート造	291.64	㎡							

別紙2

固定資産に係る台帳の記載対象範囲及び記載単位

東京都の固定資産の管理対象は、地方自治法上の公有財産及び重要物品で分類している（参考参照）

記載対象財産	管理システム	管理台帳	記載単位
土地	財産情報管理システム	土地台帳	目的別に管理している一団の土地を単位として登録
建物	財産情報管理システム	建物台帳	建物1棟ごとに登録
工作物、浮票、浮桟橋、浮ドック	財産情報管理システム	工作物、浮票、浮桟橋、浮ドック台帳	一財産ごとに登録
立木	財産情報管理システム	立木台帳	当該一団の土地に生立する立木を種目ごとに整理し登録
船舶	財産情報管理システム	船舶台帳	1隻ごとに登録
航空機	財産情報管理システム	航空機台帳	1機ごとに登録
地上権等	財産情報管理システム	地上権等台帳	一団の土地を単位として登録
特許権等	財産情報管理システム	特許権等台帳	一権利ごとに登録
著作権	財産情報管理システム	著作権台帳	一権利ごとに登録
株式等	財産情報管理システム	株式等台帳	種類ごとに登録
出資による権利	財産情報管理システム	出資による権利台帳	一権利ごとに登録
不動産の信託の受益権 有価証券の信託の受益権	財産情報管理システム	不動産の信託の受益権、有価証券の信託の受益権台帳	一権利ごとに登録
道路	（金額情報は別途管理）	道路台帳	路線名ごとに登録
重要物品	財産情報管理システム （物品管理サブシステム）	・物品管理者別物品一覧表 ・物品管理者別品名別集計表 ・品名別取得年度一覧表 ・物品異動状況集計表	品名ごとに登録

（参考）
地方自治法

（公有財産の範囲及び分類）

第二百三十八条　この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。
一　不動産
二　船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機
三　前二号に掲げる不動産及び動産の従物
四　地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
五　特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
六　株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
七　出資による権利
八　財産の信託の受益権
2　前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
一　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号 に規定する短期社債
二　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十九条の十二第一項 に規定する短期投資法人債
三　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項 に規定する短期債
四　保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の十第一項 に規定する短期社債
五　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項 に規定する特定短期社債
六　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項 に規定する短期農林債
3　公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。
4　行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

別紙３

固定資産に係る台帳整備の手順

東京都では、新公会計制度導入に当たり、以下のとおり検討体制を整備した。固定資産については、財産管理関係検討部会、インフラ部会で主導し、各局で整備を行った。

会計制度改革の検討体制（名称は当時のもの）

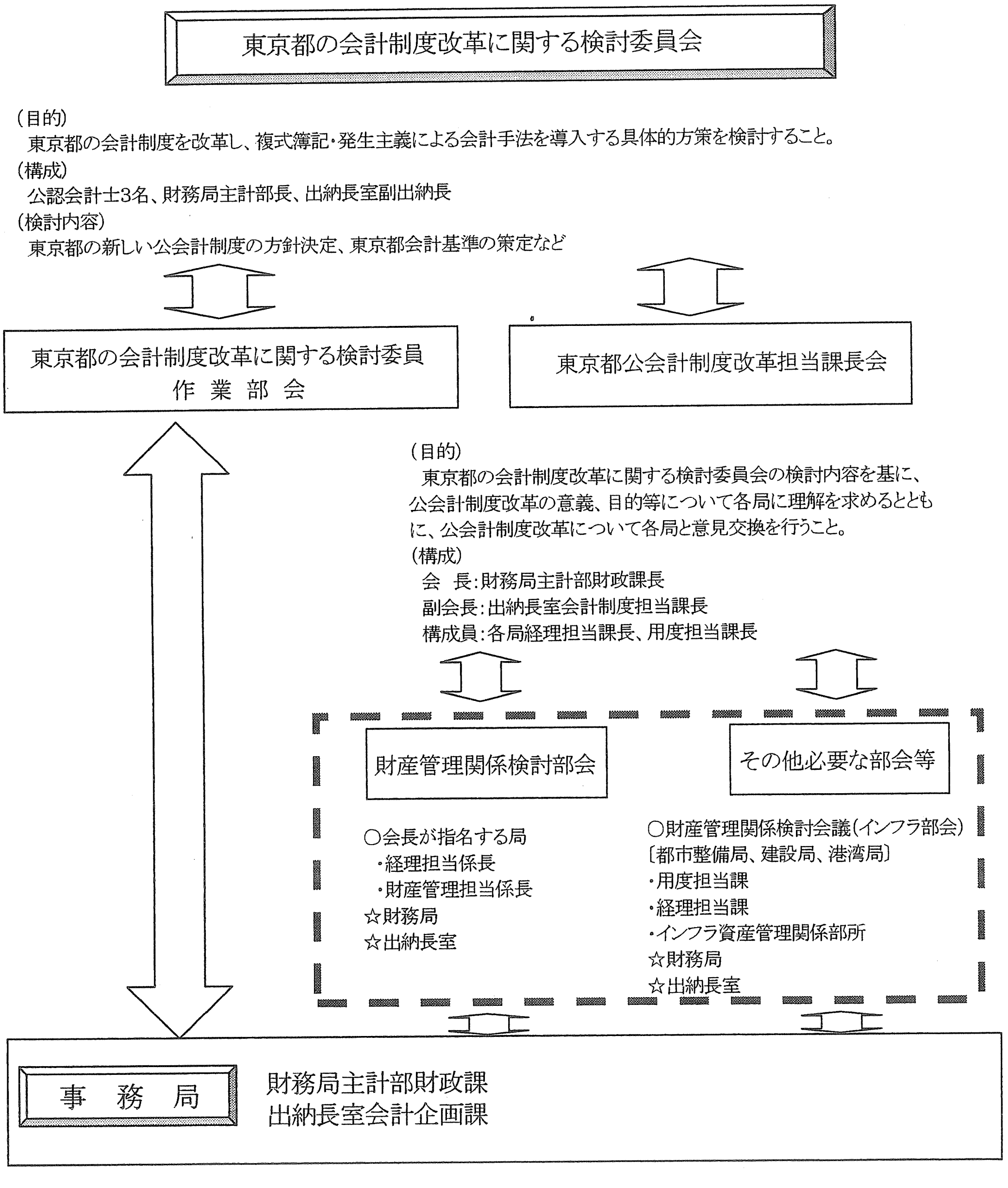

【インフラ資産の評価について】

庁舎等の建物や土地とは別に、道路や港湾のような住民生活に不可欠な資産を「インフラ資産」という項目で貸借対照表上に表示している。このインフラ資産についても、原則として取得原価主義により資産を計上している。

しかし、平成１８年度以前に取得したインフラ資産のうち、道路の土地や道路舗装、ガードレールなどに関しては、公有財産等とは異なり、資産の取得価額の把握がされていなかった。このため、これらの資産を貸借対照表に計上するための、金額の評価が必要となった。具体的には以下の方法により評価を行った。

（道路の土地の評価方法）

供用を開始した道路の面積に、東京都基準地価格やその増減率等をもとにした単価を乗じて算定する。

（道路の構造物等の評価方法）

当該資産を現在取得したらいくらかかるかを算定し、その金額を各年度の物価指数等により増減させて算定する。

インフラ資産の評価方法

【評価方法】

① 土地

原則として取得原価主義とする。

なお、移転補償費は、取得原価に算入する。

② 土地以外の有形固定資産及び無形固定資産

原則として取得原価主義とする。

なお、付随費用の取り扱いは、以下のとおりとする。

ア　資産形成に直結する設計費等は算入する。

イ　支弁人件費は算入しない。

【新たな公会計制度を導入する前に取得したインフラ資産の評価】

道路の土地

面積 × 東京都基準地価等を基にして算出した単価 ＝ 土地の評価額

道路の構造物

再調達価格 × 取得年度の物価指数等 ＝ 構造物の評価額
（現在の取得価格）

※構造物とは…舗装、街渠、街灯・標識、分離帯、道路橋、トンネル、電線共同溝 など

別紙４

固定資産に係る東京都の管理手順

東京都では、固定資産取得に係る支出、売却等を行った際、財務会計システムで収入・支出の処理を行い、同時に固定資産としてのデータを蓄積する複式簿記の仕訳が行われます。

一方で、固定資産が納品・完成した際は、検査により出来上がり等の実物確認を行った上で、財産情報システムに登録しています。

東京都では、随時両システムの残高を比較照合することにより、記帳の正確性を維持してします。

（イメージ）

（例）１億円を支払い土地を購入した場合

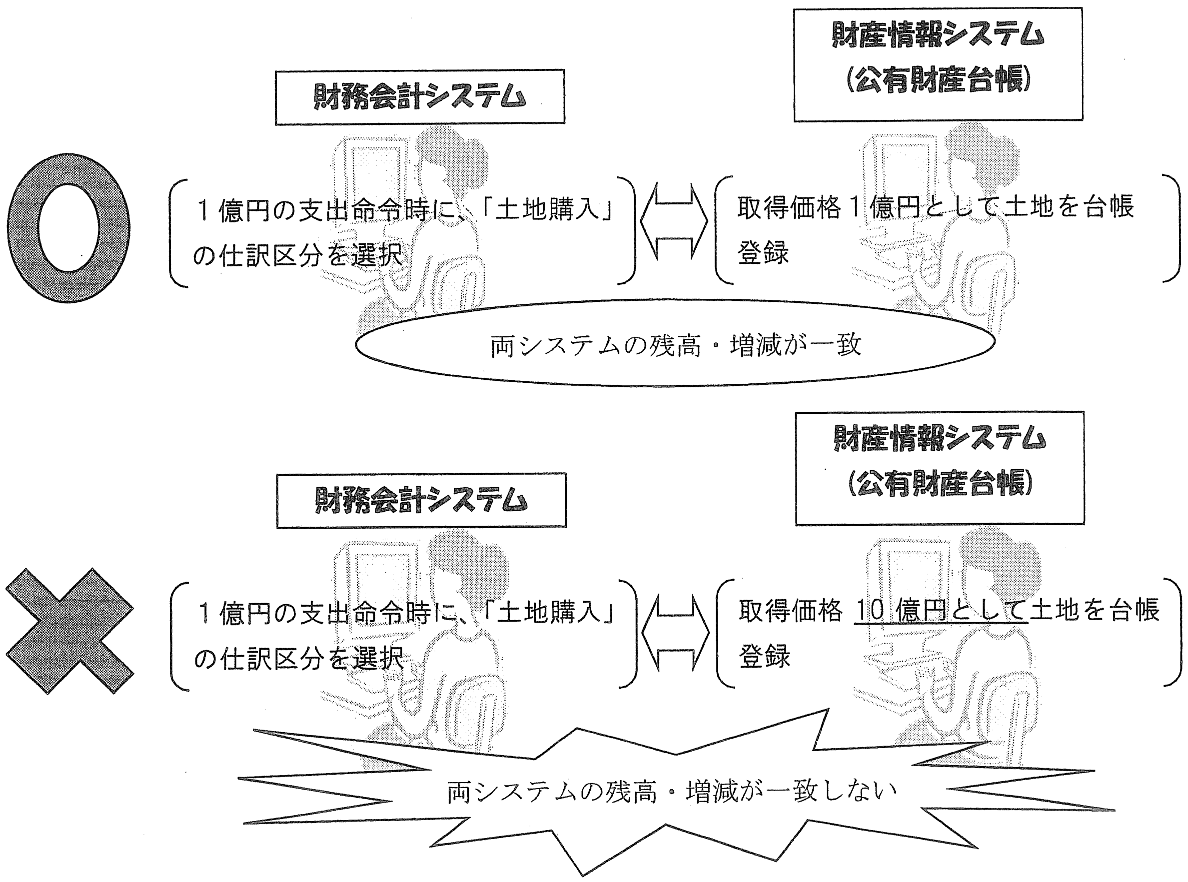

別紙5

都内自治体における固定資産台帳整備に関する研究について

○東京都会計制度改革研究会概要

東京都では、平成 23 年 12 月、公会計制度改革を進める上で直面する課題の解決策等を都と区市町村とが共同で研究する目的で、「東京都会計制度改革研究会」（以下「研究会」とする。）を発足させ、平成 26 年 5 月時点で都内 58 自治体が参加している。

研究会では、正確な財務諸表の作成に不可欠である固定資産台帳の整備や、作成した財務諸表を自治体の行財政運営にどのように活かしていくかの方法論等、区市町村が公会計制度改革の取組を進める上で直面する実務的な課題の解決策などを、意見交換を行いながら、都と区市町村が共同で研究していくことを趣旨としている。

○「固定資産台帳整備の基本手順」（平成 23～24 年度研究）

研究会での具体的な活動内容として、財務諸表の精度に直結する固定資産台帳の整備について研究を進めている。

研究成果の一つとして、固定資産台帳整備の際の業務フローや評価方法を織り込んだ「固定資産台帳整備の基本手順」を平成 25 年 5 月にとりまとめ、公表した。当資料は、道路や公園、工作物について、取得原価が不明な場合にその合理的な価額を簡易かつ円滑に推計する手法と手順を取り纏めたものとなっている。

○台帳整備の事例について（平成 25 年度～研究）

現在は、これから固定資産台帳の整備を行う自治体の取組を支援するため、固定資産台帳の整備を既に終えている自治体、現在整備中の自治体及び固定資産台帳未整備自治体の協力を得て、台帳整備における各自治体の課題と先行自治体の事例を踏まえた事例研究を進めているところである。